

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 20 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

酸化染料を含むヘナ製品に係る監視指導について

標記については、「「酸化染料を含むヘナ白髪染め」について」（平成 19 年 6 月 6 日付け厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課薬事監視第一係事務連絡）により取締りの徹底を依頼していたところですが、今般、別添のとおり、独立行政法人国民生活センターから、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づく承認を受けていないかつら用のヘナ製品が美容所で人の頭髮に使用され、その製品に含まれていた酸化染料によりアナフィラキシーショックを発症した事例等が発生したことを受け、酸化染料を含むヘナ製品に係る注意喚起が行われました。

人の頭髮に対して用いる染毛剤は医薬品医療機器等法における医薬部外品に該当するものであり、同法に基づく承認を受けていないものの販売は法違反となります。販売サイト等において、かつら用のヘナ製品が人の頭髮に使用できるような表示等を行って販売されることがないよう、貴管下関係業者、関係団体等に周知いただくとともに、改めて、監視指導の一層の徹底を図るようお願いいたします。

報道発表資料

令和 8 年 5 月 20 日

独立行政法人国民生活センター

**酸化染料を含むヘナ製品によるアナフィラキシーが発生
- かつら用の製品を頭髮に使ってはいけません -****1. 目的**

ヘアカラーリング製品は、酸化染料などを含み医薬部外品に該当する染毛剤と、顔料や染料などを含み化粧品に該当する染毛料に大別されます（図 1 参照）。

パラフェニレンジアミンをはじめとした酸化染料は、染毛剤に広く使用され、アレルギー性接触皮膚炎を引き起こしやすい成分であるとされています^{（注 1）}。染毛剤の代替として使用されることのある製品のの一つとして、植物由来のヘナ^{（注 2）}を配合した染毛料があります。

一方、市場には、ヘナを配合し、人体への使用を前提とせず、かつら用等として販売されている、いわゆる雑貨扱いの製品もみられます（以下、ヘナ配合の染毛料及び雑貨扱いの製品を総称して「ヘナ製品」とします。）。

2025年、国民生活センターの「医師からの事故情報受付窓口」（以下、「ドクターメール箱」とします。）^{（注 3）}に、美容所で毛染め施術を受けた際、頭髮用ではないかつら用のヘナ製品が使用され、含まれていた酸化染料が原因でアナフィラキシーショックを発症し、救急搬送されたという事故情報が寄せられました。さらに、同年中に、美容所で受けたヘナ製品による毛染め施術でアレルギー症状を引き起こしたという事故情報が 3 件寄せられました。また、PIO-NET^{（注 4）}には、ヘナ製品に関する危害情報が 49 件寄せられています^{（注 4）}。

そこで、ヘナ製品について、酸化染料の有無や表示等を調べ、消費者に注意喚起することとしました。

（注 1）酸化染料は、毛髪の内部で過酸化水素水等の酸化剤によって酸化されることで発色し、色が定着します。また、アレルギーを引き起こしやすい性質を有しています。

（消費者安全調査委員会「消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書 毛染めによる皮膚障害」（平成 27 年 10 月 23 日）

（注 2）ヘナは、ミソハギ科の双子葉植物で、葉に色素成分であるローソンを含みます。表示名称として、「ヘナ」、「ヘナ葉エキス」、「ヘナエキス」等が挙げられます。

（厚生労働省「ヘナ及びヘナ由来物を含有する頭髮用化粧品類等の使用上の注意事項について」（平成 18 年 9 月 6 日 薬食安発第 0906001 号）

（注 3）消費者が商品・役務の利用等により事故に遭い医療機関を受診した情報を直接医師から得ることで、事故情報を早期に把握し、再発・拡大防止に役立てるため、2014 年 8 月より開設しています。

（注 4）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのことです。消費生活センター等からの経由相談は含まれていません。

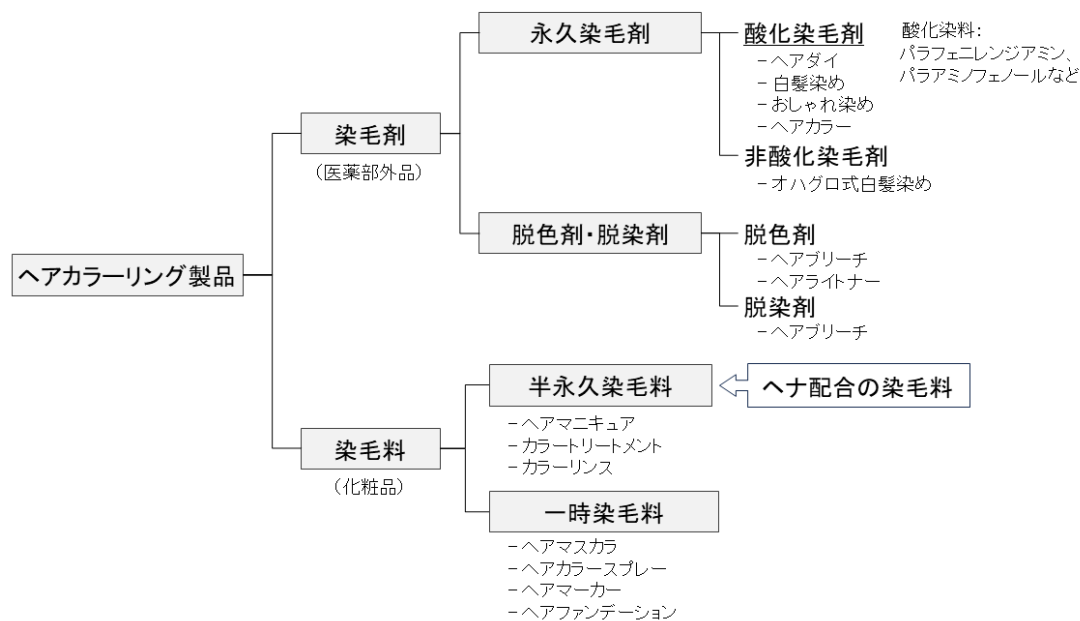


図1. ヘアカラーリング製品の分類（参考：日本ヘアカラー工業会ホームページ）

2. テスト実施期間

検体購入：2025年12月～2026年1月

テスト期間：2026年2月～4月

3. ヘナ製品について

（1）酸化染料を含むヘナ製品

ヘナは植物由来の色素成分（ローソン）を含み^{（注2）}、通常は茶色、オレンジブラウンまたは赤褐色の色調に染まります。そのため、暗色化を目的としたブラックヘナなどの製品では、目的とする色調を得るために、ヘナ以外の成分が添加されている場合があります。このような製品には、パラフェニレンジアミンをはじめとする酸化染料が含まれている例があり、これらの成分は一部の人において皮膚障害等の健康被害を引き起こすおそれがあります^{（注5）}。

なお、酸化染毛剤に含まれる酸化染料は、染毛料等の他のカラーリング剤と比べてアレルギーを引き起こしやすく、アレルギーの場合には、いったん症状が治まっても、再度使用すれば発症し、次第に症状が重くなり、全身症状を呈することもあるとされています^{（注6、7）}。

（注5）米国食品医薬品局（FDA）「Temporary Tattoos, Henna/Mehndi, and “Black Henna” : Fact Sheet」
（<https://www.fda.gov/cosmetics/cosmetic-products/temporary-tattoos-henna-mehndi-and-black-henna-fact-sheet>）

（注6）消費者安全調査委員会 消安委第69号「消費者安全法第33条の規定に基づく意見」（平成27年10月23日）

（注7）2016年4月1日から2023年3月までに確定診断された染毛剤によるアレルギー性皮膚障害事例179件の中で、原因アレルギーが報告されたのは179件（アレルギーが重複した事例を含む）で、そのほとんどは、酸化染毛剤であり、パラフェニレンジアミンは119件と最多で、その中で、1件はアナフィラキシーを生じていた。次いでパラアミノフェノール18件、硫酸トルエン2,5-ジアミン17件が上位を占めた。
（Cosmetic Science 2024. 10「SSCI-Netの活動ーこの10年のアレルギーの推移ー」松永佳世子/杉山真理子著）

（２）関連する法令上の注意点

１）医薬品医療機器等法上の位置付け

人体に使用されるヘアカラーリング製品は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」とします。）において、医薬部外品または化粧品のいずれかに分類され、製造販売業の許可等を受けた事業者が、医薬部外品は承認、化粧品は届出等のもとに製造・販売する必要があります（図１参照）。

酸化染料を含むヘアカラーリング製品は、医薬部外品の染毛剤に分類され、染毛剤製造販売承認基準^{（注８）}において成分やその使用基準が定められています。酸化染料については、使用時濃度上限（％）が定められており、例えば、パラフェニレンジアミンは3.0％、パラアミノフェノールは3.0％、また２種類以上を配合する場合は合計で5.0％を超えてはならないとされています。

医薬部外品の承認または化粧品の届出等がなされていない製品を、頭髮を含む人体に使用する目的で販売等することは、無承認の医薬部外品等となる可能性があり、医薬品医療機器等法^{（注９）}上問題となるおそれがあると考えられます。

厚生労働省は、人の頭髮に使用できるような表示等を行って販売され、酸化染料を含む医薬品医療機器等法未承認の「ヘナ白髪染め」について、取締りの徹底を図るよう、自治体向けに事務連絡を発出しています^{（注10）}。また、ヘナ配合の頭髮用化粧品類及び洗髪用化粧品類について、皮膚障害に係る注意事項やパッチテストの実施方法等を容器や添付文書に表示すべきとされています^{（注2）}。

なお、パラフェニレンジアミンは、医薬部外品^{（注11）}に配合される場合には、当該成分名を適切に表示する必要があります。

（注８）厚生労働省「染毛剤製造販売承認基準について」（令和３年６月28日 薬生発0628第７号）

（注９）医薬品医療機器等法 第55条：販売、授与等の禁止

（注10）『『酸化染料を含むヘナ白髪染め』について』（厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課薬事監視第一係、平成19年６月６日付事務連絡）

（注11）「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第59条第８号及び第61条第４号の規定に基づき名称を記載しなければならないものとして厚生労働大臣の指定する医薬部外品及び化粧品の成分」（平成12年９月29日 厚生省告示第332号）

２）雑貨品の問題

市場にはかつら用とされるヘナ製品がみられますが、これらは人体への使用を前提としていないため雑貨品扱いとなり、医薬部外品の承認や化粧品の届出等がなされているわけではありません。「理容所及び美容所における衛生管理要領」（昭和56年６月１日 環指第95号厚生省環境衛生局長通知）にあるとおり、美容所等においてパーマネントウェーブ用剤や染毛剤等を使用する際は、医薬部外品及び化粧品として、医薬品医療機器等法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意することが求められています。

4. 事故情報

(1) ドクターメール箱に寄せられた事故情報

1) 事故情報の概要

ドクターメール箱には、2025年9月及び10月に、美容所で受けたヘナ製品による毛染め施術に係る4件の事故情報が寄せられました。

2) 主な事故情報

【事例1】美容所で酸化染料を含むかつら用ヘナ製品による毛染め施術を受け、アナフィラキシーショックを発症（計3回）

患者は10年前から毛染め後に頭皮の刺激感を自覚していた。2024年12月及び2025年1月、同一の美容所でパラフェニレンジアミンを含む染毛剤による毛染め施術を受け、顔面紅斑、吐き気、下痢を呈してそれぞれ救急搬送された。

美容所はパラフェニレンジアミンが原因と考え、2025年1月末に「ジアミン無配合」と患者に説明してヘナ製品へ変更したが、塗布後まもなく頭皮症状と強い嘔吐・下痢が再発し、再度救急搬送された。診断はパラフェニレンジアミンによるアナフィラキシーショック（グレード3）（13. 参考資料（3）参照）であった。

使用製品は「かつら用」と表示された商品で、問屋はかつら用として販売しており、美容所もかつら用であることは認識していた。成分表示はなく、美容所は成分を確認しないまま使用していた。

（事故発生年月：2025年1月、40歳代、女性）



イラスト：川崎 敏郎

図2. 事故状況（イメージ）

【事例2】ストレートパーマ施術後、ヘナ製品と他の染毛剤を混合使用した毛染め施術を受け、嘔吐や発疹等を呈し、後日アナフィラキシーと診断

患者は過去に毛染めによる頭皮の腫れを経験していたが、3年前から美容所でヘナ製品による毛染めを行っており、特段の体調不良は認めていなかった。2021年5月、美容所でストレートパーマ施術後にヘナ製品による毛染め施術を受けたところ、洗い流し後に突然の悪心・嘔吐が出現し、帰宅後には全身に赤い発疹と震えを認めたが、約1時間の安静により症状は軽快し、医療機関での治療は行われなかった。

後日実施されたアレルギー検査により、本症例はアナフィラキシー（グレード2）と判断され、ヘナ配合の染毛料とパラフェニレンジアミンを含む染毛剤を混合使用したことによるアレルギー反応が原因と考えられた。

（事故発生年月：2021年5月、50歳代、女性）

【事例3】ヘナ製品による毛染め施術後、顔面の^{ふしゅう}浮腫等を呈し、施術に酸化染料を含む製品が混合使用された可能性が示唆され、後日アナフィラキシーと診断

患者は長年ヘナ製品による毛染め施術を受けていた。以前にパラフェニレンジアミンを含む染毛剤で軽いかゆみを経験したことはあったが、ヘナは安全との認識で、ヘナ製品による施術を継続していた。2018年10月、美容所でヘナ製品による毛染め施術後、帰宅後に顔面の^{ふしゅう}浮腫、火照り感、かゆみ、気分不良が出現し、近医を受診した。なお、^{おうと}嘔吐や下痢、呼吸困難は認められなかった。

10日後のアレルギー検査により、アナフィラキシー（グレード1）と判断された。使用製品自体の検査は陰性であった一方、パラフェニレンジアミンには陽性を示しており、施術にパラフェニレンジアミンを含む製品が混合使用された可能性が示唆された。

（事故発生年月：2018年10月、60歳代、女性）

（2）PIO-NETに寄せられた相談情報

1）相談情報の概要

PIO-NETには、2020年4月以降に受け付け、2026年3月31日までに登録された約6年間に、ヘナ製品に関する相談が209件寄せられており、そのうちアレルギーなどの危害があったものは49件でした（注12）。これらの危害情報49件を販売購入形態別にみると、美容所や理容所での役務提供と店舗での商品販売を含む「店舗購入」27件のうち、25件（93%）が役務提供によるもので、危害の発生が美容所や理容所での施術に集中していることが示されています（図3参照）。被害者の性別は女性が47人（96%）で大部分を占めており、年代は50歳代（15人（31%））と70歳代以上（13人（27%））が中心でした。

（注12）2020年4月以降受付、2026年3月31日までの登録分。件数は本公表のために特別に精査したものです。
危害とは商品・役務・設備に関連して身体にけが、病気等の疾病（危害）を受けた情報をいいます。

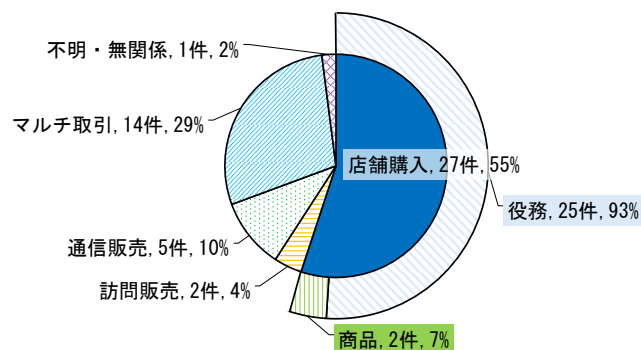


図3. 販売購入形態とその内訳 (n=49) (注13)

（注13）割合は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

なお、消費者安全調査委員会によるアンケート調査では、50 歳代以上では5 割以上が1 か月に1 度以上毛染めを行っており、年代が上がるほど毛染めの頻度が増す傾向がみられています。毛染めの頻度が高くなってアレルゲンと接触する機会が増えれば、アレルギー性接触皮膚炎のリスクが大きくなると考えられるとされています^(注1)。

2) 主な危害事例（かっこ内は受付年月、被害者の属性）

【事例1】通信販売で購入したヘナ製品を使用したところ全身に^{じんましん}蕁麻疹が発生し、生活に支障が出た

通信販売でヘナ製品を購入し、全体染めとして長時間使用したところ、頭皮がかゆくなり、全身に^{じんましん}蕁麻疹が発生した。医療機関を受診したがなかなか改善せず、日常生活にも大きな支障が出た。

(2025 年 11 月受付、70 歳代、女性)

【事例2】アレルギー申告後、ヘナ製品による毛染め施術で酸化染料アレルギーを発症

オーナーにアレルギーがあることを伝えたくて、美容所においてヘナ製品による毛染め施術を受けたが、施術後に頭皮が赤く腫れた。直ちに病院を受診したところ、原因は酸化染料によるアレルギーと診断された。施術前にパッチテストは行われなかった。

(2024 年 6 月受付、60 歳代、女性)

【事例3】酸化染料アレルギー申告後、ヘナ製品による毛染め施術でアレルギーを発症

酸化染料に対するアレルギーがあることを美容師に伝え、ヘナ製品による毛染め施術を受けた。ヘナの色調は黒色または濃い茶色であり、ヘナ100%でもこのような色になるものと思っていたが、翌日から頭部にかゆみや湿疹が発生した。後日、使用されたヘナ製品のメーカーに連絡したところ、当該製品は美容室で使われているが人体への使用を想定しておらず、ジアミンを含む旨は表示されており、美容所は理解して使用していると思われるとのことであった。

(50 歳代、女性)

5. テスト対象銘柄

2025 年 12 月に、インターネット通信販売の大手ショッピングモール（Amazon. co. jp、楽天市場、Yahoo!ショッピング）上で販売されていたヘナ製品のうち、「ヘナ 黒く染まる」で検索した際に上位に表示され、販売サイトの広告や掲載された商品パッケージから主にかつら（ウィッグ）に使用される可能性があるとして受け取れる 3 銘柄（以下、「かつら用」とします。）と、頭髮に使用される可能性があるとして受け取れる 3 銘柄（以下、「頭髮用」とします。）の、合計 6 銘柄をテスト対象としました。なお、カラーは、6 銘柄のうち 5 銘柄がブラック、1 銘柄はダークブラウンのものを選定しました（表 1、写真 1～3 参照）。

表 1. テスト対象銘柄一覧

No.	銘柄名	商品パッケージ等に表示された 製造販売元等（法人番号）	カラー	内容 量	購入価格 （税込）
かつら用	1 インド・ヘナ ブラック 100g	輸入発売元： インド・ジャパン・マーケティング株式会社 (8010001011070)	ブラック	100g	1,016 円
	2 DB WING HENNA ダークブラウン	発売元：株式会社ウイングベル (6012701004512)	ダークブラウン	100g	2,040 円
	3 ブラックヘナ	製造元：株式会社ジャパンヘナ (6013202014174)	ブラック	100g	1,590 円
頭髮用	4 hn ヘナ ソフトブラック	販売元：株式会社サプリアル (7260001027308) 製造販売元：株式会社 T. R. Y (5290001104741)	ソフトブラック	100g	1,650 円
	5 ナイアード ナチュラルハーブ 5	製造販売元：株式会社ナイアード (5013101001621)	黒	100g	1,650 円
	6 かの子のハーバルヘナ 31 番 HENNA&INDIGO	発売元：株式会社ピアエンタープライズ (2040001048297) 製造販売元：株式会社ピースマイライフ (4040001048824)	31 番 （ブラック）	100g	3,661 円

※このテスト結果は、テストのために購入した商品のみに関するものです。



写真 1. テスト対象銘柄の外観

かつら用

No. 1



No. 2



No. 3



No. 4



No. 5



No. 6

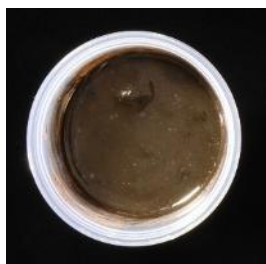


頭髪用

写真2. 粉末の外観

かつら用

No. 1



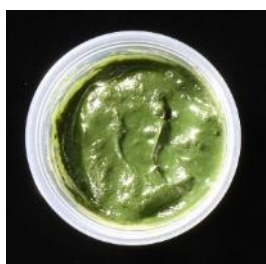
No. 2



No. 3



No. 4



No. 5



No. 6



頭髪用

写真3. 使用方法に従ってペースト状に調製したもの（参考）

6. テスト及び調査結果

(1) 酸化染料等の有無

かつら用の3銘柄すべてに酸化染料が含まれていました

テスト対象6銘柄について、酸化染料等（パラフェニレンジアミン、パラアミノフェノールなど8成分）の有無を調べました（テスト方法及び分析した成分は12. テスト方法（1）参照）。

その結果、かつら用の3銘柄すべて（No. 1～3）から、酸化染料であるパラフェニレンジアミンが検出され、含有量は11.9%（No. 1）、9.1%（No. 2）、9.0%（No. 3）でした（表2参照）。また、2銘柄（No. 2、3）からは、酸化染料であるパラアミノフェノールが、さらに1銘柄（No. 2）からは他の酸化染料と反応して発色する調色剤として用いられるレゾルシン^{（注14）}が検出されました。なお、かつら用の3銘柄には、いずれも医薬部外品の表示はありませんでした。

一方、頭髮用の3銘柄（No. 4～6）からは、調べた範囲では酸化染料等は検出されませんでした。

（注14）染毛剤製造販売承認基準において、2.0%の使用時濃度上限が設けられています。さらに、化粧品基準では、防腐剤として、すべての化粧品に配合の制限がある成分として、100g中の最大配合量が0.10g（0.1%）とされています。

表2. 酸化染料等の定量結果（%）

	No.	パラフェニレンジアミン	パラアミノフェノール	レゾルシン
かつら用	1	11.9	—	—
	2	9.1	1.5	0.9
	3	9.0	0.1	—
頭髮用	4	—	—	—
	5	—	—	—
	6	—	—	—

※ — は検出限界未満（＜0.1%）

使用方法に従って調製したかつら用の3銘柄には1.8～3.0%の酸化染料が含まれていました

酸化染料が含まれていたかつら用の3銘柄（No. 1～3）を使用方法に従ってペースト状に調製したもの（写真3参照）に含まれる酸化染料の割合を算出したところ、1銘柄（No. 1）ではパラフェニレンジアミンが、染毛剤製造販売承認基準における使用時濃度上限と同等の量でした（表3参照）。

表3. 各銘柄の使用 방법에記載された湯の量と調製したペースト中の酸化染料（%：換算値※1）

	No.	商品 : 湯	パラフェニレンジアミン	パラアミノフェノール	レゾルシン	ペースト中の酸化染料
かつら用	1	1 : 3※2	3.0	—	—	3.0
	2	1 : 3※3	2.3	0.4	0.2	2.9
	3	1 : 4※4	1.8	< 0.1	—	1.8
	【参考】染毛剤有効成分の使用時濃度上限（%）		3.0	3.0	2.0	5.0

※1 ペースト中の酸化染料（%）＝{粉末に含まれる酸化染料/（粉末＋水の総重量）}×100

— は「6（1）酸化染料等の有無」で検出限界未満（< 0.1%）であったため換算しませんでした。割合は小数点以下第2位を四捨五入しています。

※2 輸入発売元が運営するウェブサイト、他のヘナ製品の使い方として掲載されていた「マヨネーズくらい」という表現等を参考として1：3としました。（13. 参考資料（2）参照）

※3 販売サイトに掲載されていた「マヨネーズ程度に」という表現等を参考として1：3としました。（13. 参考資料（2）参照）

※4 製造元が運営するウェブサイト、他のヘナ製品の使い方として掲載されていた割合を参考として1：4としました。（13. 参考資料（2）参照）

（2）表示・広告の調査

テスト対象銘柄について、商品パッケージや添付の文書（以下、「商品パッケージ等」とします。）に記載された表示を調査しました。

また、製造販売元等のウェブサイトにおける商品ページや公式通販サイト及びそれらのリンク先（以下、「製造販売元等のウェブサイト」とします。）及び、インターネット通信販売の大手ショッピングモール（Amazon.co.jp、楽天市場、Yahoo!ショッピング）内の販売サイト（注15）（以下、「販売サイト」とします。）に記載された広告を調査しました（調査対象のウェブサイトは13. 参考資料（1）参照）。

（注15）インターネット通信販売の大手ショッピングモール（Amazon.co.jp、楽天市場、Yahoo!ショッピング）において銘柄名で検索した際に上位に表示された1サイトずつを調査しました。

1）商品パッケージ等の表示

かつら用の中には、用途の表示がない銘柄や、検出された酸化染料の表示がない銘柄がありました

かつら用の3銘柄（No. 1～3）のうち2銘柄（No. 2、3）には、「For Wig」、「人毛ウィッグや布染用等の化学染料です」など、かつら用である旨の表示がみられましたが、1銘柄（No. 1）にはかつら用である旨の表示はみられませんでした。

また、1銘柄（No. 2）には「ヘナ・フェニレンジアミン・レゾルシン」と、酸化染料を含む旨が表示されていましたが、パラアミノフェノールを含む旨の表示はみられませんでした。また、2銘柄（No. 1、3）では成分表示はみられませんでした。ただし、No. 3には「Chemical Henna Powder」との記載がありました。

使用方法及びパッチテストに関しては、いずれの銘柄（No. 1～3）においても記載はみられませんでした（表5参照）。

頭髪用の1銘柄は、使用上の注意事項に係る表示が不十分なおそれがありました

頭髪用の3銘柄（No. 4～6）のうち2銘柄（No. 4、5）には、「化粧品」、「染毛料」との表示がみられましたが、1銘柄（No. 6）は、全成分表示はあるものの、化粧品である旨の明確な記載はみられませんでした。

なお、これらの3銘柄は、商品パッケージ等の表示から、頭髪用化粧品類等に該当する可能性があり、その場合は、使用上の注意事項について記載することが定められています（表4参照）^{（注2）}。2銘柄（No. 4、5）には、当該記載がみられましたが、No. 6では、「パッチテスト検査を推奨いたします。」との記載にとどまっており、定められた事項が十分に表示されているとはいえないと考えられました（表5参照）。

表4. 表示項目

(1) 容器又は外箱に、以下の事項を記載すること。 ・お肌に合わないときは、ご使用をおやめください。染毛剤でかぶれたことのある方は特に注意してください。 ・使用前に必ず皮膚試験（パッチテスト）を行ってください。 (2) 添付文書等に、皮膚試験（パッチテスト）の実施方法を記載すること。 平成19年12月26日付け薬食安発第1226001号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「染毛剤、脱色剤及び脱染剤の使用上の注意について」を参考にする。

表5. 商品パッケージ等の表示（抜粋、下線は当センター）^{（注16）}

	No.	表示
かつら用	2	・内容成分：ヘンナ・<u>フェニレンジアミン・レゾルシン</u> ・<u>For Wig</u> For Professional Use 理美容室専用
	3	・<u>ブラックヘナ</u> ・<u>Chemical Henna Powder</u> ・＜転売禁止＞この商品はサロン専売品のため、一般流通及びネット転売を固く禁じております。多目的染料 人毛ウィッグや布染用等の化学染料です。人体に使用しないでください。
頭髪用	4	・化粧品 染毛料 ・●お肌に異常が生じていないかよく注意してご使用ください。お肌に合わないときはご使用をおやめください。使用中または使用後、お肌に異常が現れた場合は使用を中止し、皮膚科専門医等へのご相談をおすすめします。 ・●ご使用前に必ず皮膚試験（パッチテスト）を行ってください。パッチテストの結果、皮膚に異常を感じた方はご使用をおやめください。 ・お使いになる前に・次の方はご使用にならないでください。①今まで、染毛料、染毛剤で被れた事がある方。
	5	・化粧品 染毛料 ・*使用前に必ずパッチテストを行ってください。*お肌に合わないときは、ご使用をおやめください。染毛剤でかぶれたことのある方は特に注意してください。*お肌に異常が生じていないかよく注意して使用してください。使用中や使用したお肌に直射日光があたって、赤味、はれ、かゆみ、刺激、色抜け（白斑等）や黒ずみ等の異常があらわれた場合には、使用を中止してください。そのまま使用を続けると、症状を悪化させることがありますので、皮膚科専門医等にご相談されることをおすすめします。*傷やはれもの、しっしん等、異常のある部位にはお使いにならないでください。
	6	・全成分 ・次の方は製品を使用しないでください。（皮膚が過敏な状態になっており、痒みやかぶれを起こす可能性があるため）①最近、染毛剤でかぶれたことのある方。パック中または直後に発疹、発赤、かゆみがかたり気分が悪くなったりしたことのある方。 ・敏感肌の方、または市販の毛染め剤等の使用でアレルギー反応の経験がある方は製品使用の前にパッチテスト検査を推奨いたします。 ・パック時のご注意 パック中に発疹、赤発、はれ、かゆみ、強い刺激などの皮膚の異常や気分が悪くなるなどの異常を感じた時は直ちにパックを中止し洗い流して下さい。そのまま続けると症状が悪化するおそれがあります。

（注16）2026年1月に購入した商品に関する調査結果です。

2) ウェブサイトの広告

かつら用の3銘柄の販売サイトには、商品の安全性をうたう広告がみられました

テストしたかつら用の3銘柄には、アレルギーを起こすおそれのある酸化染料が含まれていました。一方で、かつら用の3銘柄の販売サイトの中には、「これまでに皮膚炎などの事故例はほとんどありません」、「お肌の敏感な方でも大丈夫です」、「白髪を安全にカラーしたい方に最適です」、「頭皮がいたまない」など、皮膚に対する安全性をうたった広告がみられました（表6参照）。

かつら用の3銘柄すべてに、人の頭髮に使用できると受け取れる広告がみられました

かつら用の3銘柄の販売サイトを調べたところ、すべての銘柄で、「髪に優しい、トリートメント&ヘナエステカラー」、「白髪をしっかりと染めたい方に最適なヘナです」、「繰り返し染めることにより、髪と頭皮を健康にします」、「パーマやカラー後に髪と頭皮をケアしたい」など、人の頭髮に使用できるような広告がなされたサイトがありました。また、頭髮に使用する方法や、人の頭髮に使用したパッチテストの方法が掲載された販売サイトもありました。

一方で、一部の販売サイトでは、「人毛カットマネキン、人毛ツべ、人毛かつら専用 人毛用ではありません」（No. 1）や「厚生労働省の取り決めにより『化粧品』ではなく『雑貨』の扱いとなるため、『人体に使用しないで下さい。』というシールが貼られてる場合がございます」（No. 3）等、かつら用である旨の広告もみられました（表6参照）。

かつら用の中には、成分表示と説明が矛盾している広告がみられた銘柄がありました

1銘柄（No. 2）では、一部の販売サイトに掲載された商品の写真に、「ヘナ・フェニレンジアミン・レゾルシン」と、酸化染料を含む旨が表示されていましたが、販売サイト上の商品説明には「染料など他の成分を一切含まない天然100%ヘナです」と記載されていました。

また、1銘柄（No. 3）の販売サイトの一部には、「原材料・成分 ヘナ」と広告されていましたが、掲載されている商品パッケージには「Chemical Henna Powder」と表示されていました（表6参照）。

頭髪用の銘柄において、化粧品である旨やパッチテストに関する記載が不明確なものがありました

頭髪用の3銘柄（No. 4～6）について、製造販売元等のウェブサイト調べたところ、2銘柄（No. 5、6）には化粧品である旨の広告がみられました。1銘柄（No. 4）には、化粧品である旨の明確な記載はみられませんでした、「頭皮ケア効果」などの説明がみられました。また、2銘柄（No. 5、6）にはパッチテストに関する記載がみられましたが、No. 4にパッチテストに関する記載がみられませんでした。

また、販売サイトについて調べたところ、2銘柄（No. 4、5）は、パッチテストに関する記載がみられないサイトがありました（表6参照）。

表6. ウェブサイトの広告（抜粋、下線は当センター）^{（注17）}

	No.	広告
かつら用	1	・髪に優しい、トリートメント&ヘナエステカラー ・人毛カットマネキン、人毛ツベ、人毛かつら専用 人毛用ではありません（掲載されている商品パッケージ） ・使う前にパッチテストをしてください。（耳の後ろにヘナを塗って2日間様子を見て、ハレや湿疹やカユミがないかを確認） ・*パッチテスト 必ずおこなってください。これまでに皮膚炎などの事故例はほとんどありませんが、パッチテストを実施することを忘れないで下さい。（特にアレルギー体質の方には注意が必要です） ・厚生労働省の取り決めにより「化粧品」ではなく「雑貨」の扱いとなり、「人毛用ではありません」というシールが貼られております。予めご了承の上、お買い求めください。
	2	・For Wig For Professional Use 理美容室専用（掲載されている商品パッケージ） ・白髪をしっかりと染めたい方に最適なヘナです。繰り返し染めることにより、髪と頭皮を健康にします。髪にハリ、ツヤ、コシを出します。お肌の敏感な方でも大丈夫です。 ・パーマやカラー後のダメージケアとしてもおすすめです。 ・内容成分：ヘナ・フェニレンジアミン・レゾルシン（掲載されている商品パッケージ）染料など他の成分を一切含まない天然100%ヘナです。髪や体へのダメージがありません。
	3	・Chemical Henna Powder（掲載されている商品パッケージ） ・原材料・成分 ヘナ ・髪の傷みをなんとかしたい方やクセ毛・ネコ毛を改善したい、頭皮の脂が多く薄毛などが気になる、パーマやカラー後に髪と頭皮をケアしたい、ナチュラルな色で白髪を安全にカラーしたい方に最適です。 ・髪がいたまない・頭皮がいたまない・白髪がのびたらすぐにできる・顔回りや分け目にできる ・頭皮にたっぷり塗れる・お湯に溶くだけ ・厚生労働省の取り決めにより「化粧品」ではなく「雑貨」の扱いとなるため、「人体に使用しないで下さい。」というシールが貼られてる場合がございます。予めご了承の上、お買い求めください。
頭髪用	4	・ヘナオーガニックヘアカラーはなぜ髪にやさしいの？ 01 オーガニック100% 02 万能なトリートメント効果 03 使うたび、髪が健康に 04 天然のUVダメージケア 05 頭皮ケア効果
	5	・化粧品 ・※使用前にパッチテストを必ず行ってください。※肌に合わない場合は使用をお止めください。※染毛剤でかぶれたことのある方は特に注意してください。 ・※植物100%の白髪染めですが体質や体調により、初めての方、またこれまで問題ない方でもアレルギーを引き起こす場合がございます。ご使用2日前に必ずパッチテストを行ってください。
	6	・化粧品 ・初めて使用される方は簡易パッチテスト（事前の少量使用による反応試験）を行ってください。

（注17）2026年4月時点の調査結果です。広告のまま引用しました。

(3) 毛束を用いた染色テスト

かつら用の銘柄は、頭髮用の銘柄と比較して、短時間で黒く染まる傾向がみられました

テスト対象銘柄を、人毛白髪100%の毛束（長さ：約10cm、重さ：1g、販売元：株式会社ビューラックス、品番：BM-W-A）に塗布し、染まり具合を比較する染色テストを行いました。テストは、塗布後5分及び指定放置時間時点における毛束の色調を比較し、色調が変化する速さについても確認しました（12. テスト方法（2）参照）。

毛束はあらかじめ前処理を行った後、テスト対象銘柄による染色処理を行いました。染色処理は、各銘柄の商品パッケージ等や製造販売元等のウェブサイトに記載の方法に従って行いましたが、かつら用の3銘柄（No. 1～3）は、商品パッケージ等や製造販売元等のウェブサイト使用方法の記載がなかったため、製造販売元等のウェブサイトに掲載されていた他のヘナ製品の使用方法や、販売サイトの使用方法を参考に条件を設定し、染色処理を行いました（13. 参考資料（2）参照）。

その結果、かつら用の3銘柄（No. 1～3）は、頭髮用の3銘柄（No. 4～6）と比較して、短時間で黒く染まる傾向がみられました（写真4参照）。

	No.	塗布前	塗布後5分	指定放置時間
かつら用	1			
	2			
	3			
頭髮用	4			
	5			
	6			

写真4. 毛束の染まり具合

7. 医師のコメント

藤田医科大学医学部総合アレルギー科 教授
矢上晶子先生

ヘアカラーリング製品による皮膚トラブルには、使用中の痛みや赤みといった軽い皮膚症状から、皮膚のアレルギー反応、さらには全身に及ぶ重篤な症状まで幅があります。特に、パラフェニレンジアミンを代表とする酸化染料を含む染毛剤は、アレルギー性接触皮膚炎を起こす方がいることはよく知られていますが、即時型アレルギーとして、短時間で生命に関わるアナフィラキシーショックに至った症例も報告されています。

今回問題となった事例では、患者が酸化染料によるアレルギーを避ける目的でヘナ製品を選択していたにもかかわらず、「かつら用」と表示された製品が美容所において人体に使用されていました。また、ヘナ製品と酸化染料を含む製品が混合して使用された事例も確認されており、いずれの事例においても、重篤なアナフィラキシーが引き起こされています。黒く染まるヘナ製品には酸化染料が含まれている可能性があり、製品の用途や成分を十分に確認せずに使用した場合、重大な健康被害につながるおそれがあります。これらの事故は、個人の不注意のみに起因するものではなく、製品の流通や表示の分かりにくさ、成分確認の不徹底などが重なった結果であり、本来は防ぐことができた事故であったと考えられます。

即時型アレルギーは、ヘアカラーリング製品の使用中から使用直後に、全身のかゆみや^{じんましん}蕁麻疹、呼吸困難などの症状が生じる場合に疑われます。一方、使用後 24 時間以降も継続するかゆみや紅斑、^{ふしゅ}浮腫を伴う皮疹を生じる場合に疑われる遅延型アレルギーは、局所症状が中心ですが、繰り返すなかで即時型アレルギーを発症した症例もあります。軽い症状であっても油断せず、十分な注意が必要です。

また、一般的に推奨される消費者自身が行う皮膚アレルギー検査（パッチテスト）についても、酸化染料を含む製品では発色により紅斑が見えにくいことに加え、少量でも即時型アレルギーを引き起こす危険性があります。自己判断で行うことには限界がありますので、アレルギーの経験がある方は、実施前に医師へ相談してください。

酸化染料を含み、「かつら用（雑貨）」として販売されているヘナ製品は、本来、人体への使用を目的としたものではありません。今回の問題点は、そのような「かつら用」のヘナ製品が、美容所において実際に人の頭髮へ使用されていた点にあります。また、近年、ヘナ製品は「天然成分」「体にやさしい」といった表現とともに販売されることが多く、通常のアナフィラキシーを避け、ヘナ製品を選択する消費者もみられます。しかし、インターネット上で流通している「ヘナ」製品の中には、雑貨として扱われ、人体への使用が認められていないにもかかわらず、広告上では人の髪へ塗布している写真や表現を用い、あたかも人体に使用可能であるかのような印象を与えるものも確認されています。

このような実態は、消費者や事業者に誤認を生じさせる可能性があり、安全性の観点からも看過できない問題であると考えます。今後は、消費者への啓発に加え、理美容業界および教育機関、製造・販売元、行政が連携し、製品区分や使用目的に関する正しい理解と適切な情報提供を進めていくことが重要であると考えます。

ヘナ製品に限らず、ヘアカラーリング製品を使用し、かゆみ、発疹、息苦しさなどアレルギーが疑われる症状が生じた場合には、直ちに使用をやめ、医療機関を受診してください。製品の用途や成分を十分に確認し、不安がある場合には使用を控えるなど、消費者一人一人がリスクを正しく理解し、慎重に行動することも、同様の健康被害を防ぐことにつながります。

8. 消費者へのアドバイス

(1) かつら用のヘナ製品は絶対に頭髮に使用しないでください

市場にはかつら用とされるヘナ製品がみられますが、これらは雑貨品扱いであり、人体には使用できません。

今回テストした、「黒く染まる」とされるかつら用のヘナ製品すべてに、アレルギー性接触皮膚炎・アナフィラキシーの原因となるパラフェニレンジアミン等の酸化染料が含まれていました。

広告等で、頭髮に使用できるかのような記載があったとしても、かつら用の製品は絶対に頭髮に使用しないようにしましょう。頭髮には、医薬部外品や化粧品であることが明確な、医薬品医療機器等法による承認を受けたものを適正に使用しましょう。

(2) 美容所や理容所で毛染め施術を受ける際は、使用される製品が頭髮用であることを施術者に必ず確認しましょう

ドクターメール箱に「美容所で使用されたかつら用ヘナ製品に含まれていた酸化染料によりアナフィラキシーショックを発症した」という事故情報が寄せられました。

美容所等においてパーマメントウェーブ用剤や染毛剤等を使用する際は、医薬部外品及び化粧品として、医薬品医療機器等法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意することが求められています。

美容所や理容所で毛染め施術を受ける際は、使用される製品が頭髮用であることを施術者に必ず確認しましょう。また、過去のアレルギー経験や不安がある場合は事前に施術者へ伝え、使用される製品について不明な点がある場合には、施術者に説明を求めるようにしましょう。

(3) 酸化染料等アレルギーの経験がある方は、ご自身で皮膚アレルギー検査（パッチテスト）を行う前に医師へ相談しましょう

酸化染料等アレルギーの経験がある方は、少量の使用や、消費者自身が行う皮膚アレルギー検査（パッチテスト）であっても重いアレルギー症状が出る場合があります。そのため、このような方は実施する前に医師へ相談しましょう。

9. 業界・事業者への要望

(美容業界団体、理容所及び美容所、教育機関)

(1) 雑貨扱いの製品が美容所や理容所で人体に対して使用されることのないよう、施術に使用するヘアカラーリング製品の用途と成分の事前確認の徹底を要望します

ドクターメール箱に、美容所で使用されたかつら用ヘナ製品に含まれていた酸化染料によりアナフィラキシーショックを発症した、という事故情報が寄せられました。また、今回テストしたかつら用のヘナ製品すべてにパラフェニレンジアミン等の酸化染料が含まれていました。

パーマメントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、医薬品医療機器等法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意して

ください。美容所等において人体への施術に使用するヘアカラーリング製品については、用途及び成分を事前に確認し、必ず「頭髪用」の製品を使用することを、業界内で周知・徹底するよう要望します。

(2) 施術前の情報提供と施術可否の確認が徹底されるよう、美容師や理容師に対する教育・研修体制の強化を要望します

PIO-NETには、美容所等で酸化染料にアレルギーがあることを伝えた上で施術を受けたにもかかわらず、アレルギー症状が出たという相談が寄せられています。

毛染め施術を行う際は、消費者と適切なコミュニケーションを図り、過去に毛染めで異常を感じた経験がないかや肌の健康状態等、施術が適することの事前確認が徹底されるよう、業界全体での周知および教育・研修体制の強化を要望します。

(製造販売業界団体、製造販売事業者)

(3) かつら用のヘナ製品として販売する商品が頭髪に使用されることのないよう、注意表示等を分かりやすく記載するよう要望します

ドクターメール箱に、美容所で使用されたかつら用のヘナ製品に含まれていた酸化染料によりアナフィラキシーショックを発症した、という事故情報が寄せられました。

人体に使用されるヘアカラーリング製品は、医薬部外品または化粧品のいずれかに分類され、医薬品医療機器等法の規制が適用されます。今回、「黒く染まる」とされるヘナ製品を調査したところ、かつら用のヘナ製品すべてに酸化染料が含まれていました。また、かつら用のヘナ製品の販売サイトには、人の頭髪に使用できると受け取れる広告がみられました。

人体への使用を前提としていないかつら用とされるヘナ製品は頭髪に使用できない旨を、目立つ形で明確に広告するよう要望します。また、酸化染料等を含む場合には、そのすべてを製品に明記するよう要望します。

併せて、ウェブサイトにおいても用途や酸化染料の有無が容易に識別できるような記載をするよう、周知・徹底を要望します。

10. インターネットショッピングモール運営事業者への協力依頼

かつら用のヘナ製品として販売する商品が頭髪に使用されることのないよう、販売サイトに注意表示等を分かりやすく記載するよう、周知等の協力を依頼します

ドクターメール箱に、美容所で使用されたかつら用のヘナ製品に含まれていた酸化染料によりアナフィラキシーショックを発症した、という事故情報が寄せられました。

かつら用のヘナ製品は雑貨品扱いであり、人体への使用を前提としていません。今回、「黒く染まる」とされるヘナ製品を調査したところ、かつら用のヘナ製品すべてに酸化染料が含まれており、販売サイトには、人の頭髪に使用できると受け取れる広告がみられました。

人体への使用を前提としていないかつら用とされるヘナ製品は頭髪に使用できない旨を、目立つ形で明確に広告するよう、周知等の協力を依頼します。

11. 行政への要望

(1) 雑貨扱いのかつら用ヘナ製品が美容所や理容所での施術に使用されることのないよう、美容師法や理容師法に基づく監視・指導の徹底と教育・啓発の強化を要望します

ドクターメール箱に、美容所で使用されたかつら用ヘナ製品に含まれていた酸化染料によりアナフィラキシーショックを発症した、という事故情報が寄せられました。当該事例では、美容所は「かつら用」と表示された商品を問屋から購入し、かつら用であることを認識しながら成分を確認せずに患者に使用していました。

パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、医薬品医療機器等法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意するよう、美容師・理容師及び美容所・理容所の監視・指導の徹底と教育・啓発の強化を要望します。

(2) 雑貨扱いのかつら用ヘナ製品について、医薬品医療機器等法上問題となる場合には、適切な表示・広告がなされるよう、監視・指導の徹底を要望します

ドクターメール箱に、美容所で使用されたかつら用のヘナ製品に含まれていた酸化染料によりアナフィラキシーショックを発症した、という事故情報が寄せられました。

今回調査した、「黒く染まる」とされるかつら用のヘナ製品すべてに酸化染料が含まれていました。また、かつら用のヘナ製品の販売サイトには、人の頭髮に使用できると受け取れる広告がみられました。

かつら用とされるヘナ製品について、医薬品医療機器等法上問題となる場合には、適切な表示・広告がなされるよう、監視・指導を徹底するよう要望します。

(3) かつら用のヘナ製品は人体に使用できないことを消費者に注意喚起するとともに、ヘアカラーリング製品の分類・用途・安全性について分かりやすい形で情報提供を行うよう要望します

ドクターメール箱に、美容所で使用されたかつら用ヘナ製品に含まれていた酸化染料によりアナフィラキシーショックを発症した、という事故情報が寄せられました。また、今回テストしたかつら用のヘナ製品すべてにパラフェニレンジアミン等の酸化染料が含まれていました。

消費者に対し、かつら用とされるヘナ製品は人体に使用できないものであることについて注意喚起するよう要望します。また、ヘアカラーリング製品によりアレルギー等を発症するリスクについて消費者が正しく理解できるよう、ヘアカラーリング製品の分類（医薬部外品、化粧品）とそれぞれの用途・安全性について分かりやすい形で情報提供を行うことを要望します。

○要望先

厚生労働省	(法人番号 6000012070001)
公益社団法人日本理容美容教育センター	(法人番号 4011005000154)
全日本美容業生活衛生同業組合連合会	(法人番号 3011005000865)
日本化粧品工業会	(法人番号 1700150005132)
日本ヘアカラー工業会	(法人番号なし)

○協力依頼先

アマゾンジャパン合同会社	(法人番号 3040001028447)
LINE ヤフー株式会社	(法人番号 4010401039979)
楽天グループ株式会社	(法人番号 9010701020592)

○情報提供先

消費者庁	(法人番号 5000012010024)
内閣府 消費者委員会	(法人番号 2000012010019)
経済産業省	(法人番号 4000012090001)
公益社団法人日本医師会	(法人番号 5010005004635)
公益社団法人日本皮膚科学会	(法人番号 4010005004396)
一般社団法人 SSCI-Net	(法人番号 8180005016710)
一般社団法人日本臨床皮膚科医会	(法人番号 7010005039514)
オンラインマーケットプレイス協議会	(法人番号なし)
全国理容生活衛生同業組合連合会	(法人番号 4011005000864)
日本チェーンストア協会	(法人番号なし)

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

12. テスト方法

(1) 酸化染料等の有無

テスト対象銘柄のそれぞれ一定量を採取してメタノール等の溶媒で抽出し、ろ液を高速液体クロマトグラフ（HPLC）法により、紫外可視吸光検出（PDA 検出器）を用いて分析しました。

分析した成分は、染毛剤の有効成分でアレルギーの原因にもなることが知られている成分及び染毛料に配合される成分のうち、分析が可能であった以下の8成分としました。

成分名
パラフェニレンジアミン
パラアミノフェノール
レゾルシン
ピクラミン酸
硫酸パラニトロメタフェニレンジアミン
5-アミノオルトクレゾール
メタアミノフェノール
2-アミノ-6-クロロ-4-ニトロフェノール

(2) 毛束を用いた染色テスト

毛束の処理条件は以下のとおりです。

前処理	①シャンプー（花王株式会社 花王メリットシャンプー）で洗髪 ②すすぎ ③拭き取り ④ドライヤーで乾燥
染色処理	商品パッケージ等や製造販売元等のウェブサイトに記載の方法に従って染色。 3 銘柄（No. 1～3）は、製造販売元等のウェブサイトに掲載されていた他のヘナ製品の使用方法や、販売サイトの使用方法を参考に染色。

各銘柄の指定放置時間とテストに使用した湯の温度は以下のとおりです。

No.	放置時間	湯の温度
1	約 20 分（加温）＋約 20 分	約 45℃
2	約 30 分	約 50℃
3	約 60 分	約 50℃
4	約 60 分（加温）	約 50℃
5	約 40 分	約 45℃
6	約 60 分	約 80℃

13. 参考資料

(1) 広告を調査したウェブサイト

No.	URL
1	https://www.amazon.co.jp/dp/B00IX6R9SE https://item.rakuten.co.jp/nenrin/j4560295933057-msm/ https://store.shopping.yahoo.co.jp/nenrin/j4560295933057-msm.html
2	https://www.amazon.co.jp/dp/B00FJ01BRI https://item.rakuten.co.jp/emuland-store/slk7ahexcavjllalkfjnug5bm/ https://store.shopping.yahoo.co.jp/monopole/wing-hena-100g.html
3	https://www.amazon.co.jp/dp/B00ADZ6JU2 https://item.rakuten.co.jp/gbs-support/4571143320103/ https://store.shopping.yahoo.co.jp/atomya-store/ax-jph-adh-bk.html
4	https://kurashi.store/view/item/0000000000117?category_page_id=all_items https://www.amazon.co.jp/dp/B0DCJKMKY9 https://item.rakuten.co.jp/1000cut-carpediem/b0dcjkmky9/ https://store.shopping.yahoo.co.jp/supreal/hn-he-pow100g.html
5	https://www.naiad.co.jp/products/naiadhenna/index.html https://www.naiad-onlineshop.com/shopdetail/000000000303/naiadhenna-series/page1/recommend/ https://www.amazon.co.jp/dp/B0BBR2LZFX https://item.rakuten.co.jp/sg-line/naiad-hena-no5-100g/ https://store.shopping.yahoo.co.jp/reliable-yshop/0024-naiad-hena5-2.html
6	https://www.piaonline.jp/shopdetail/000000000009/ https://www.amazon.co.jp/dp/B00EPYX914 https://item.rakuten.co.jp/henna/10000005/ https://store.shopping.yahoo.co.jp/organichenna/h31-100-a.html

(2026 年 4 月時点)

(2) 使用方法を参考にしたサイト

No.	URL
1	https://indo-japanmarketing.com/instruction.html
2	https://www.amazon.co.jp/dp/B00FJ01BRI
3	https://www.japanhennashop.com/view/page/first#howto

(2026 年 3 月時点)

(3) アナフィラキシーにより誘発される器官症状の重症度分類

		グレード1 (軽傷)	グレード2 (中等症)	グレード3 (重症)
皮膚・粘膜症状	紅斑・蕁麻疹・膨疹	部分的	全身性	←
	掻痒	軽い掻痒 (自制内)	掻痒 (自制外)	←
	口唇、眼瞼腫張	部分的	顔全体の腫れ	←
消化器症状	口腔内、咽頭違和感	口、のどのかゆみ、違和感	咽頭痛	←
	腹痛	弱い腹痛	強い腹痛 (自制内)	持続する強い腹痛 (自制外)
	嘔吐・下痢	嘔気、単回の嘔吐・下痢	複数回の嘔吐・下痢	繰り返す嘔吐・便失禁
呼吸器症状	咳嗽、鼻汁、鼻閉、くしゃみ	間欠的な咳嗽、鼻汁、鼻閉、くしゃみ	断続的な咳嗽	持続する強い咳き込み、犬吠様咳嗽
	喘鳴、呼吸困難	—	聴診上の喘鳴、軽い息苦しさ	明らかな喘鳴、呼吸困難、チアノーゼ、呼吸停止、SpO ₂ ≤ 92%、締めつけられる感覚、噁声、嚥下困難
循環器症状	頻脈、血圧	—	頻脈、血圧軽度低下、蒼白	不整脈、血圧低下、重度徐脈、心停止
神経症状	意識状態	元気がない	眠気、軽度頭痛、恐怖感	ぐったり、不穏、失禁、意識消失

※一般社団法人日本アレルギー学会「アナフィラキシーガイドライン2022」より